

三原市犯罪被害者等支援条例(案)の 概要について

生活環境部人権推進課

犯罪被害者等基本法制定の背景

基本法制定までの経緯

【基本法までの施策の展開】

- ・ 昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設。
- ・ 昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定。
- ・ 平成8年以降の警察による総合的支援施策。
- ・ 平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定。

等

主に治安対策や交通施策

純然たる犯罪被害者等支援の展開

相当の成果を上げる一方で、各府省庁単位では限界も出てきた

【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- ・ 経済的支援が不足 ・ 医療・福祉サービスの不足
- ・ 刑事手続での扱いに不満
- ・ 二次的被害(配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害)の訴え
- ・ 民間を含めた支援体制が不十分 ・ 国民の理解が不足

等

犯罪は後を絶たず、多くの犯罪被害者等が困難に直面

犯罪被害者等のための施策を新たな段階に進める必要性があった

【基本法制定】

- 平成16年2月～ 自民党内での検討等 → 議員立法
- 平成16年12月、**犯罪被害者等基本法**の成立

犯罪被害者等のための施策に府省庁横断的に取り組み、総合的かつ計画的に推進していく基本構想を示したもの

出典 警視庁「犯罪被害者等基本法制定までの経緯」

犯罪被害者等基本法の概要

犯罪被害者等基本法の概要①

- **目的** ■ (第1条: 犯罪被害者等の権利利益を保護)
 - 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
 - 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→ 犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- **対象** ■ (第2条: 犯罪被害者等)
 - 犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族
- **基本理念** ■ (第3条)
 - 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
 - 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
 - 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う
- 国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等 ■ (第4～7条)
- **基本的施策** ■ (第11～23条)

基本法において、地方公共団体の責務や連携協力が定められている

第5条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条 連携協力

国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

犯罪被害者等基本法の概要

犯罪被害者等基本法の概要②

■ 基本的施策 ■

- 相談及び情報の提供等(第11条)
- 損害賠償の請求についての援助等(第12条)
- 給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
- 居住及び雇用の安定(第16～17条)
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
- 国民の理解の増進(第20条)
- 調査研究の推進等(第21条)
- 民間の団体に対する援助(第22条)
- 意見の反映及び透明性の確保(第23条)

犯罪被害者等の視点
に立った、その権利利
益の保護を図る施策が
定められたいる。

着実な実施を図るために基本計画を策定している。

■ 犯罪被害者等基本計画 ■

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

出典 警視庁「犯罪被害者
等基本法制定までの経緯」

犯罪被害者等支援法に基づく国の計画

犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画

- 犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたもの（計279の施策）
- 4つの基本方針
 - ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
 - ② 個々の事情に応じて適切に行われること
 - ③ 途切れることなく行われること
 - ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

課題：犯罪被害者等への中長期的な支援



地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要なポイント

地方公共団体の責務（基本法第5条）：地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

地方公共団体における支援が重要なポイントとして取組が始まっている。

犯罪被害者等支援の全国的な状況

犯罪被害者等支援に特化した条例の制定数
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和3年度 (制定率)	令和5年度 (制定率)
都道府県 (47)	32 (68.1%)	46 (97.9%)
政令指定都市 (20)	8 (40.0%)	13 (65.0%)
市区町村 (1,718)	384 (22.3%)	606 (35.3%)

見舞金制度の導入状況
(各年4月1日現在)

地方公共団体 (団体数)	令和3年度 (制定率)	令和5年度 (制定率)
都道府県 (47)	8 (17.0%)	16 (34.0%)
政令指定都市 (20)	9 (45.0%)	14 (70.0%)
市区町村 (1,718)	377 (21.9%)	631 (36.7%)

令和3年度から始まった第4次犯罪被害者等基本計画において
地方公共団体の支援が重要なポイントとされたこともあり
全国的に条例制定や見舞金制度の創設が進んでいる。

令和5年度都道府県・政令
指定都市 犯罪被害者等施
策主管課室長会議資料抜粋

犯罪被害者等支援に係る県内の状況

犯罪被害者等支援条例等 県内制定状況 (令和6年4月現在)

	自治体名	制定状況	施行日	条例・要綱名	見舞金など
	広島県	制定済み	令和4年4月	広島県犯罪被害者等支援条例	弁護士費用の助成 上限23万円
1	広島市	制定済み	令和4年4月	広島市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円 (見舞金要綱R3.4)
2	呉市	制定済み	平成28年4月	呉市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
3	竹原市	制定済み	令和6年4月	竹原市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
4	三原市	制定検討中	令和7年4月 (予定)	三原市犯罪被害者等支援条例 (案)	遺族30万円、傷害10万円 (案)
5	尾道市	制定検討中	未定		
6	福山市	制定検討中	未定		
7	府中市	制定済み	平成29年1月	府中市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
8	三次市	制定済み	平成31年4月	三次市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
9	庄原市	制定済み	平成30年4月	庄原市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
10	大竹市	制定済み	平成29年4月	大竹市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
11	東広島市	制定済み	令和5年4月	東広島市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
12	廿日市市	条例制定 検討中	平成31年4月	廿日市市犯罪被害者等見舞金支給要綱	遺族30万円、傷害10万円 (要綱でH31.4.1施行)
13	安芸高田市	制定済み	平成29年4月	安芸高田市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
14	江田島市	制定済み	平成29年4月	江田島市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
15	府中町	制定の予定なし	令和2年4月	府中町犯罪被害者等見舞金支給要綱	遺族30万円、傷害10万円 (要綱でR2.4.1施行)
16	海田町	制定検討中	未定		
17	熊野町	制定済み	令和5年3月	熊野町犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
18	坂町	制定の予定なし	-		
19	安芸大田町	制定済み	令和6年4月	安芸大田町犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
20	北広島町	制定済み	令和6年4月	北広島町犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円
21	大崎上島町	制定検討中	未定		
22	世羅町	制定の予定なし	未定		
23	神石高原町	制定済み	平成29年4月	神石高原市犯罪被害者等支援条例	遺族30万円、傷害10万円

条例制定済	14
見舞金要綱済	2
条例制定検討中	5
制定の予定なし	2

広島県内の市町も条例制定や見舞金制度の制定が進んでいる。

広島県内と本市の犯罪被害件数

- 犯罪被害件数

罪種	地域	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
殺人 (件)	広島県	22	22	15	17	26	17	14
	三原市	3	3	0	0	0	0	1
傷害 (件)	広島県	471	475	443	441	352	435	450
	三原市	23	25	25	23	9	7	9

※殺人は未遂を含む。

※傷害は警察での認知件数（全治月数は関係なし。）

コロナ禍において犯罪件数は広島県、三原市においても減少していたが、5類以降増加傾向に転じてきている。

犯罪被害者等が抱える問題

心身の不調

○被害直後

心も体も深いダメージを受ける。

○中長期

直後のショックは落ち着くが、次のあがる様々な症状や反応がでてくることもある。

・精神的不調

動揺、混乱、事件のことがよみがえる、
神経が興奮して落ち着かない

・身体的不調

不眠、頭痛、めまい、吐き気、食欲不振、
体がだるい、疲れる、微熱が出る

・こどもの場合

不安、赤ちゃん返り、夜尿、指しゃぶり、
表情がすくない、集中力がなくなる、
人と関わりたがらない、遊ばなくなる

生活上の問題

○仕事上の困難

○経済的な困窮（問題）

○家族関係の変化

○周囲の配慮に欠けた言動による傷つき

（二次的被害）

○加害者からの更なる被害

○裁判に伴う様々な問題（負担）

○その他

・SNSによる事実と異なる誹謗中傷や誤報

・近所や職場などでの噂

・家族間の不和や贖罪感から家庭崩壊へ

突然、多岐多様な問題に遭遇する！

三原市犯罪被害者等支援条例制定の必要性

犯罪被害者等基本法における地方公共団体の責務を果たすため

犯罪被害者等の支援における国や県の制度の補完

市民、事業者等の理解と支援が必要であり、
地域全体としての取組が必要

犯罪被害者等
支援条例
の制定

市民の尊厳を守る！

基本法に定める地方公共団体の責務を果たすこと、国や県との役割分担を踏まえ、市が国や県の制度を補完する必要があること、及び犯罪被害者等の支援に当たっては、市民や事業者等の理解と支援が必要であり、地域全体の取組が必要であることから、条例の制定が必要と考えています。

三原市犯罪被害者等支援条例の主な内容（案）

目的

- 本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすること。
- 犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めること。
- 犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資すること。

用語の定義

- 【犯罪等】とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 【条例の対象となる犯罪被害者等】とは、市内に住所を有する者であつて、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 【市民等】とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 【事業者】とは、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人、法人その他の団体をいう。
- 【関係機関等】とは、国、広島県、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- 【二次被害】とは、犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。

基本理念

- 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に行われること。
- 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報等の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われること。
- 犯罪被害者等の支援は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携し、及び協力して行われること。

三原市犯罪被害者等支援条例の主な内容（案）

市の責務

○市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念に基づき、各種の施策を総合的に推進する。

市民等及び事業者の責務

○市民及び事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力し、及び犯罪被害者等が社会で孤立しないよう努める。

相談及び情報の提供等

○市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連携調整を行う。

啓発活動の推進

○市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な啓発活動を推進する。

連絡会議の設置

○市は、犯罪被害者等への支援が速やかに行われるように、庁内の関係部署等による連絡会議を設置する。

三原市犯罪被害者等支援条例の主な内容（案）

想定される被害者等支援の内容

見舞金の支給	遺族見舞金 30万円、傷害見舞金 10万円の支給
保健医療サービス及び福祉サービスの提供に必要な支援	※支援につながる既存の制度や関係団体との連携
居住の安定を図るために必要な支援	
雇用の安定を図るために必要な支援	
民間団体等の活動促進に係る支援 など	

犯罪被害者等支援に係る国、県、市(案)の内容

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等基本計画(第4次)

警察(国)が窓口になる被害者等支援		捜査手続と並行して主に一時的な支援	地方公共団体が窓口になる被害者等支援			
広島県警察犯罪被害者支援基本計画			広島県		三原市	
項目	内容	項目	内容	項目	内容	
犯罪被害者給付制度 ※給付には時間がかかる。	・遺族給付金(1,060万円~2,964.4万円) ・重傷病給付金(上限120万円) ・障害給付金(18万円~3,974万円)	弁護士費用の補助	・上限23万円	犯罪被害者等見舞金	・遺族見舞金(30万円) ・障害見舞金(10万円)	
再被害の防止・保護対策	・加害者に関する情報提供 ・仕返しを未然に防ぐための身辺警護等	総合窓口	総合的な相談窓口の設置	相談窓口	総合的な相談窓口の設置	
被害者支援制度	・要望の聴取 ・関係機関、団体の照会等	医療・福祉サービスの提供	・継続的な医療サービス ・家事や育児の支援	医療・福祉サービスの提供	・保健医療サービス及び福祉サービスの提供に必要な支援	
被害者連絡制度	・刑事手続の説明 ・捜査状況等の連絡等	経済的自立の支援	・住居や雇用の安定に必要な支援等	経済的自立の支援	・住居や雇用の安定に必要な支援等	
必要経費の一部公費負担	・検案資料、遺体運搬費 ・診断資料 ・初診料、検査料、緊急避妊費用等 ・ハウスクリーニング費用					
カウンセリング制度	・被害者支援カウンセラーによる面接 ・カウンセリング費用の一部公費負担等					

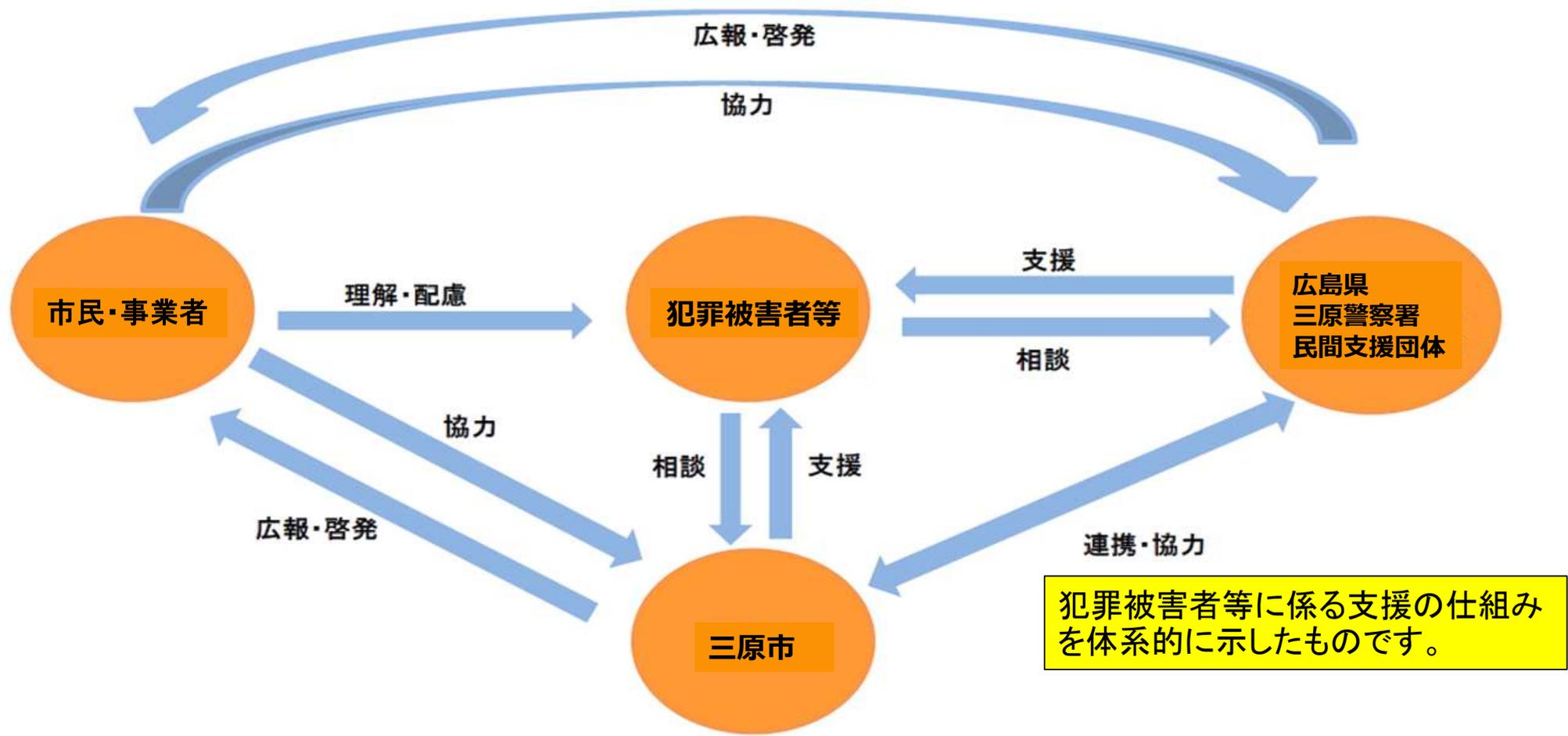
相互に
補完連携

身近な行政機関による継続的支援

警察や地方自治体以外の窓口
<ul style="list-style-type: none"> 被害者参加制度(裁判所) 広島被害者支援センター 性被害ワンストップセンター 司法支援センター(法テラス) など

犯罪被害者等の支援に係る国、県、市町、及び関係機関の役割を示しており、それぞれが相互に連携し、補完しながら途切れることなく支援を行なうこととなります。

犯罪被害者等支援のしくみ



条例制定までのスケジュール（案）

令和6年

8月 議会への行政説明の実施

10月 パブリックコメントの実施

人権施策推進協議会の開催

12月 条例議案提出

令和7年

1月～3月 条例の周知、啓発及び関係機関等との連携調整など

4月1日 施行

令和7年4月1日の条例施行を
目途としたスケジュールです。